【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年11月14日

【中間会計期間】 第39期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社フライトソリューションズ

【英訳名】 FLIGHT SOLUTIONS Inc.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長片山圭一朗【本店の所在の場所】東京都渋谷区恵比寿4-6-1

【電話番号】 03 - 3440 - 6100

【事務連絡者氏名】代表取締役副社長松本隆男【最寄りの連絡場所】東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1

【電話番号】 03 - 3440 - 6100

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 松本 隆男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第38期 中間会計期間	第39期 中間会計期間	第38期
会計期間		自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高	(千円)	1,402,742	1,266,959	3,063,284
経常損益(は損失)	(千円)	253,255	205,188	333,065
中間(当期)純損益(は損失)	(千円)	254,847	206,782	382,695
持分法を適用した場合の投資利益又 は投資損失()	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	1,230,115	1,466,196	1,433,784
発行済株式総数	(株)	9,666,500	12,096,500	11,756,500
純資産額	(千円)	227,342	366,469	503,906
総資産額	(千円)	1,503,942	1,448,048	1,509,773
1株当たり中間(当期)純損失	(円)	26.66	17.55	38.61
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	1	1	-
1株当たり配当額	(円)	1	-	1
自己資本比率	(%)	14.9	25.0	33.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	477,065	180,732	75,631
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	104,964	147,260	349,330
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	131,354	4,539	331,626
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(千円)	91,920	130,168	453,606

- (注)1.持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失()については、当社の子会社は重要性の乏しい非連結子会 社のため、記載を省略しております。
 - 2.潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第38期中間会計期間及び第39期中間会計期間は潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、第38期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、(営業損失の計上について)の現況について下記に記載いたします。

(営業損失の計上について)

前事業年度は、決済ソリューション事業において、新製品であるAndroid端末によるタッチ決済ソリューション「Tapion」シリーズ及び多機能モバイル決済端末「Incredist Premium」の開発費用が発生したこと、並びに前事業年度に売上を計画していた「Incredist Premium」の大口案件が当事業年度の納品予定になったこと等により、前々事業年度以上に営業損失が拡大することになりました。なお、前事業年度の営業損失298百万円の主な原因は新製品開発に係るソフトウエア等の減価償却費196百万円の計上によるもので、営業キャッシュ・フローのマイナスは75百万円となっております。

当中間会計期間は、当初の予定通り、決済ソリューション事業において、各ソリューションの開発・提案活動に注力したため営業損失193百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっておりますが、2025年9月に発行した第10回新株予約権の行使等による資金調達が見込まれることから、現時点では資金繰り上の懸念はないと考えております。

なお、当事業年度においては、「Incredist Premium 」の大口案件(今後受注予定の案件を含む)が売上計上される予定であり、営業損失は解消される見通しであります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により国内景気は緩やかな回復傾向が継続する中で、米国の通商政策の影響により先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は、事業会社向けのシステム開発・保守、並びに電子決済ソリューション

「Incredist」シリーズやAndroid端末によるタッチ決済ソリューション「Tapion」シリーズの開発・販売等に注力いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高1,266百万円(前年同期比9.7%減)、営業損失193百万円(前年同期は営業損失235百万円)、経常損失205百万円(前年同期は経常損失253百万円)、中間純損失206百万円(前年同期は中間純損失254百万円)となりました。

(単位:百万円)

					<u> (半位・日ハロ)</u>
		当中間	前中間	前年同	司期比
		会計期間	会計期間	増減額	増減率
	SIソリューション事業	477	682	205	30.1%
	決済ソリューション事業	750	662	87	13.2%
	ECソリューション事業	39	57	17	30.3%
売上	高	1,266	1,401	135	9.7%
	SIソリューション事業	19	99	79	80.0%
	決済ソリューション事業	35	155	119	-
	ECソリューション事業	15	15	0	-
	調整額	162	164	2	-
営業	損益	193	235	42	-
経常	損益	205	253	48	-
中間]純損益	206	254	48	-

セグメントの業績は次のとおりであります。

SIソリューション事業

SIソリューション事業においては、事業会社の基幹システム開発・保守等を行いました。

当中間会計期間は、前中間会計期間に売上計上した大型システム開発の反動等により、減収減益となりました。 以上の結果、売上高は477百万円(前年同期比30.1%減)、営業利益は19百万円(前年同期比80.0%減)となりま した。

決済ソリューション事業

決済ソリューション事業においては、電子決済ソリューション「Incredist」シリーズ、Android端末によるタッチ決済ソリューション「Tapion」シリーズ、及びマイナンバーカードを用いた本人確認(公的個人認証)ソリューション「myVerifist」の開発・販売、並びにフライト決済センターの開発に注力いたしました。

当中間会計期間は、上記ソリューションの開発・提案活動に注力したことにより、営業損失となっておりますが、既存顧客向け決済端末売上の増加等により、前年同期比で営業損失は改善しております。

引き合い状況は堅調であり、売上及び営業利益は概ね計画通り進捗しております。

以上の結果、売上高は750百万円(前年同期比13.2%増)、営業損失は35百万円(前年同期は営業損失155百万円)となりました。

ECソリューション事業

ECソリューション事業においては、B2B向けECサイト構築パッケージ「EC-Rider B2B 」の販売に注力いたしま した。

当中間会計期間は、「EC-Rider B2B 」の提案活動に注力したことにより営業損失となりました。

以上の結果、売上高は39百万円(前年同期比30.3%減)、営業損失は15百万円(前年同期は営業損失15百万円) となりました。

(2) 財政状態の状況

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末と比べ61百万円減少し、1,448百万円となりました。主な増減要因は、現金及び預金の減少(323百万円減)、売掛金及び契約資産の増加(69百万円増)、棚卸資産の増加(149百万円増)であります。

負債は、前事業年度末と比べ75百万円増加し、1,081百万円となりました。主な増減要因は、短期借入金の増加 (73百万円増)、契約負債の増加(109百万円増)、社債(一年内償還予定を含む)の減少(84百万円減)であり ます。

純資産は、前事業年度末と比べ137百万円減少し、366百万円となりました。主な増減要因は、資本金及び資本剰余金の増加(64百万円増)、中間純損失の発生(206百万円)であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、主として税引前中期純損失の計上、棚卸資産の増加及び無形固定資産の取得による支出等により、前事業年度末に比べ323百万円減少し、当中間会計期間末は130百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。 (営業活動によるキャッシュ・フロー) 営業活動の結果、支出した資金は180百万円(前年同期は477百万円の支出)となりました。これは主に、税引前中間純損失205百万円の計上、棚卸資産の増加額149百万円、契約負債の増加額109百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は147百万円(前年同期は104百万円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出128百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は4百万円(前年同期は131百万円の収入)となりました。これは主に、短期借入金の純増額73百万円、社債の償還による支出84百万円及び株式の発行による収入54百万円等によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありませh。

(7) 研究開発活動

特記すべき重要な研究開発活動はありません。

(8) 従業員数

当中間会計期間において、従業員数の状況に著しい変動はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	33,000,000	
計	33,000,000	

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,096,500	12,332,100	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	12,096,500	12,332,100		

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、2025年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権行使により発行された 株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した行使価額修正条項付新株予約権は、次のとおりであります。 (株式会社フライトソリューションズ第10回新株予約権)

決議年月日	2025年 8 月19日
新株予約権の数(個)	29,260
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,926,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)8(2)
新株予約権の行使期間	自 2025年9月5日 至 2028年9月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注)16
新株予約権の行使の条件	(注)12
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし。ただし、当社及び割当先との間で本新株予約権 に係る買受契約の規定により、割当先は、当社の取締役会 による承認なく、本新株予約権を譲渡することはできない 旨の制限が付されている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)14

新株予約権の発行時(2025年9月4日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
 - (1)本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式((注)5(1)に定義)2,926,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額((注)8(2))が修正されても変化しない(ただし(注)10に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正及び修正頻度

(注)9の記載に従い、行使価額は修正される。

(3)行使価額の下限

行使価額は118円(ただし(注)10の調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項(2)に記載の計算による修正後の行使価額(以下「修正後行使価額」という。)が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(4)割当株式数の上限

2,926,000株(有価証券届出書提出日(2025年8月19日)現在の当社発行済普通株式総数11,756,500株に対する割合は、24.89%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。ただし、(注)5に記載の通り、調整される場合がある。

(5) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本項(3)に記載の行使価額の下限にて本新 株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)

本新株予約権の発行価額の総額5,120,500円に下限行使価額である118円で本新株予約権が全部行使された場合の345,268,000円を合算した金額。ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。

(6) 当社の請求による本新株予約権の取得

本新株予約権には、2026年9月5日以降、当社取締役会の決議により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている。(詳細については(注)13参照。)

2. 申込期日

2025年9月4日

3.割当日及び払込期日

2025年9月4日

4.募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。

- 5.新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は100株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として2,926,000株とする。但し、本項第2号乃至第4号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、 割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 x 株式分割等の比率

(3) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第8項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の 算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調 整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 =

調整前割当株式数 ×調整前行使価額

- 調整後行使価額
- (4)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第2号及び第5号による行使価額の調整に 関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第2号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 6. 本新株予約権の総数

29.260 個

7. 各本新株予約権1個当たりの払込金額

金 175円

- 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本項第2号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。) は、235円とする。但し、行使価額は第9項に定める修正及び第10項に定める調整を受ける。
- 9. 行使価額の修正

行使価額は、割当日以後、第17項第3号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が118円(以下「下限行使価額」といい、第10項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

10. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第2号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

 調整後行使 信価額
 無額
 無数
 無数
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定める ところによる。

本項第4号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第4号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第4号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第4号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

株式数 = [調整前行使価額 調整後行使価額] × 調整前行使価額により当該期 間内に交付された株式数

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものと する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第2号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第2号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記第2号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者 と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6)上記第2号の規定にかかわらず、上記第2号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第9項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第2号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額(第9項に定義する。)については、かかる調整を行うものとする。
- (7)行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第2号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 11. 本新株予約権の行使期間

2025年9月5日から2028年9月4日までの期間とする。但し、本要項に定める期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、2026年9月5日以降、本新株予約権者に対し会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。なお、本要項に定める期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする。

半期報告書

14. 合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の場合の本新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における 増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交 付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

15. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1)本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株 予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第 19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的 とされる金銭の全額を第20項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとす る。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が第19項記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第7項に記載のとおりとした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 東京中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

- 23. その他
 - (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

(株式会社フライトソリューションズ第10回新株予約権)

	IE /
	中間会計期間 (2025年 4 月 1 日から 2025年 9 月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個)	3,400
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	340,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	188
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	64,229
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	3,400
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	340,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	188
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	64,229

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総	発行済株式総	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増	資本準備金残
	数増減数(株)	数残高(株)	(千円)	(千円)	減額(千円)	高(千円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日(注)1	340,000	12,096,500	32,412	1,466,196	32,412	1,456,871

(注) 1.新株予約権の行使による増加であります。

2.2025年10月1日から2025年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が235,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ21,089千円増加しております。

(5)【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	275,197	2.28
片山 圭一朗	東京都大田区	147,800	1.22
松本 隆男	仙台市太白区	147,000	1.22
大井 信	東京都国分寺市	131,000	1.08
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT	2 King Edward Street, London		
ACCTS M ILM FE	EC1A 1HQ United Kingdom	121,959	1.01
(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	(東京都千代田区丸の内1-4-5)		
大澤 裕	千葉県夷隅郡御宿町	107,400	0.89
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	100,600	0.83
岩元 二三雄	広島市佐伯区	88,800	0.73
河野 圭一	東京都品川区	85,500	0.71
田中 正人	東京都北区	80,000	0.66
計	-	1,285,256	10.63

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,089,800	120,898	-
単元未満株式	普通株式 5,700	-	-
発行済株式総数	12,096,500	•	-
総株主の議決権	-	120,898	-

(注)「単元未満株式」欄には、自己株式25株が含まれております。

【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社フライトソ リューションズ	東京都渋谷区恵比寿4-6-1	1,000	-	1,000	0.01
計	-	1,000	-	1,000	0.01

⁽注)「自己名義所有株式数」及び「所有株式数合計」の欄に含まれない単元未満株式が25株あります。なお、当該株式 は上表 の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表について太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3.中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結中間財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	453,606	130,168
売掛金及び契約資産	287,879	357,645
棚卸資産	1 119,792	1 269,405
その他	51,579	55,173
貸倒引当金	1,000	1,000
流動資産合計	911,857	811,392
固定資産		
有形固定資産	72,029	56,160
無形固定資産		
ソフトウエア	310,921	353,778
その他	126,035	138,813
無形固定資産合計	436,956	492,591
投資その他の資産	2 88,929	2 87,903
固定資産合計	597,915	636,655
資産合計	1,509,773	1,448,048
負債の部		<u> </u>
流動負債		
買掛金	147,050	112,842
短期借入金	150,000	223,000
1年内返済予定の長期借入金	78,700	61,900
1 年内償還予定の社債	118,000	68,000
契約負債	6,915	116,060
その他	140,830	196,555
流動負債合計	641,496	778,359
固定負債		
長期借入金	192,592	165,442
社債	126,000	92,000
資産除去債務	21,077	21,077
関係会社事業損失引当金	24,700	24,700
固定負債合計	364,369	303,219
負債合計	1,005,866	1,081,579
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,433,784	1,466,196
資本剰余金	1,424,459	1,456,871
利益剰余金	2,352,884	2,559,667
自己株式	1,452	1,457
株主資本合計	503,906	361,943
新株予約権	-	4,525
純資産合計	503,906	366,469
負債純資産合計	1,509,773	1,448,048

(2)【中間損益計算書】

(単位:千円)

		(十四・113)
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	1,402,742	1,266,959
売上原価	1,264,463	1,120,178
売上総利益	138,278	146,781
販売費及び一般管理費	374,041	340,448
営業損失()	235,762	193,667
営業外収益		
受取利息	31	299
為替差益	-	490
その他	38	46
営業外収益合計	69	835
営業外費用		
支払利息	4,597	5,544
為替差損	11,699	-
株式交付費	-	3,785
その他	1,264	3,026
営業外費用合計	17,561	12,356
経常損失()	253,255	205,188
税引前中間純損失()	253,255	205,188
法人税、住民税及び事業税	1,592	1,594
法人税等合計	1,592	1,594
中間純損失()	254,847	206,782

(3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円	(単位	:	千	円	
--------	---	----	---	---	---	--

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
光光パチャートフェ・・・・	至 2024年 9 月30日)	至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	050 055	005 400
税引前中間純損失 () 減価償却費	253,255	205,188
支払利息	84,070 4,597	103,695 5,544
えれが心 売上債権の増減額 (は増加)	142,852	69,765
棚卸資産の増減額(は増加)	87,738	149,612
仕入債務の増減額(は減少)	40,171	34,207
契約負債の増減額(は減少)	86,788	109,145
前渡金の増減額(は増加)	53,510	34,918
その他	65,755	102,109
小計	467,827	173,196
利息及び配当金の受取額	31	299
利息の支払額	6,477	7,424
法人税等の支払額	2,792	411
営業活動によるキャッシュ・フロー	477,065	180,732
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	20,706	18,531
無形固定資産の取得による支出	84,258	128,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	104,964	147,260
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	73,000
長期借入金の返済による支出	47,556	43,950
社債の償還による支出	74,000	84,000
株式の発行による収入	49,690	54,373
新株予約権の発行による収入	3,220	5,120
その他		5
財務活動によるキャッシュ・フロー	131,354	4,539
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,184	16
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	454,859	323,437
現金及び現金同等物の期首残高	546,780	453,606
現金及び現金同等物の中間期末残高	91,920	130,168

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

· IMPERATOR 1000000000000000000000000000000000000				
	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)		
 商品	70,764千円	225,392千円		
	, , , -	, , , , -		
原材料	43,417	39,762		
貯蔵品	109	224		
仕掛品	5,501	4,025		

2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の金額は次のとおりであります。

	前事業年度	当中間会計期間
	(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
投資その他の資産	92,700千円	92,700千円

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	<u> </u>	
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日
	至 2024年9月30日)	至 2025年9月30日)
給与手当	99,437千円	98,643千円
支払手数料	81,917千円	83,501千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとお いであります

りしめりより。		
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日
	至 2024年9月30日)	至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	91,920千円	130,168千円
現金及び現金同等物	91,920	130,168

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

- 1.配当に関する事項
 - 該当事項はありません。
- 2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

- 1.配当に関する事項
 - 該当事項はありません。
- 2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

						(+ + 1 1 1 1 1 1 1 1
		報告セグメント			≐田 志女 安石	中間損益
	SIソリューション 事業	決済ソリューション 事業	ECソリューション 事業	合計	調整額 (注)1	計算書計上額 (注)2
売上高						
│ 一時点で移転される │ 財	153,123	375,204	16,454	544,782	-	544,782
一定期間にわたり移 転される財	529,850	287,343	40,765	857,959	-	857,959
顧客との契約から生 じる収益	682,974	662,548	57,219	1,402,742	-	1,402,742
との他の収益 というしょう	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	682,974	662,548	57,219	1,402,742	-	1,402,742
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	,	-
計	682,974	662,548	57,219	1,402,742	-	1,402,742
セグメント利益又は損 失()	99,382	155,279	15,129	71,027	164,735	235,762

- (注) 1 . セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全 社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2.セグメント利益又は損失()は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間会計期間(自2025年4月1日至2025年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

		報告セグメント			≐田・む 安古	中間損益
	SIソリューション 事業	決済ソリューション 事業	ECソリューション 事業	合計	調整額 (注)1	計算書計上額 (注)2
売上高						
│ 一時点で移転される │ 財	120,952	414,840	8,349	544,143	-	544,143
一定期間にわたり移 転される財	356,110	335,172	31,532	722,815	•	722,815
顧客との契約から生 じる収益	477,063	750,013	39,882	1,266,959	•	1,266,959
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	477,063	750,013	39,882	1,266,959	-	1,266,959
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	477,063	750,013	39,882	1,266,959	-	1,266,959
セグメント利益又は損失()	19,868	35,701	15,118	30,951	162,716	193,667

- (注) 1 . セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全 社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2.セグメント利益又は損失()は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日
	至 2024年9月30日)	至 2025年9月30日)
1株当たり中間純損失()	26円66銭	17円55銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	254,847	206,782
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失()(千円)	254,847	206,782
普通株式の期中平均株式数(株)	9,560,496	11,785,299

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社フライトソリューションズ(E05432) 半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社フライトソリューションズ 取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石倉 毅典業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹 業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトソリューションズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトソリューションズの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。 期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用され る規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務 諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

EDINET提出書類 株式会社フライトソリューションズ(E05432)

半期報告書

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。